

平成二十六年政令第九十九号

国家戦略特別区域法施行令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第七條第二項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十七條第一項、第二十条第三項、第二十三條第一項、第二十四条第三項及び第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 内閣府令で定めるところにより、区域データの提供の方法及び条件その他の先端的区域データ活用事業を実施する主体が区域データの提供を受けるために必要な情報として内閣府令で定めるものを公表していること。
二 区域データの提供に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。
三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。

第一条の二 法第七條第二項の政令で定める方法は、公募とする。ただし、次に掲げる場合においては、内閣府令で定めるところにより、公募をしないで国家戦略特別区域会議の構成員として加える者を選定することができる。

- 一 特定事業を実施すると見込まれる者の数が公募を行う必要がないと認められる程度に少数であるとき。
二 いったん公募したにもかかわらず、応募者がいなかったとき。
三 前項本文の規定にかかわらず、法第六條第二項第一号の目標を達成するために必要不可欠な特定事業を実施すると見込まれる者がいる場合には、公募により選定した者のほか、当該見込まれる者を国家戦略特別区域会議の構成員として加えることができる。

第二条 法第十條第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定を適用する場合における構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の

規定の適用については、同令第二条の表及び第二條の表中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同令第七條中「市町村が」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）が」と、「当該市町村又は」とあるのは「当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村又は」とする。

規定の適用については、同令第二条の表及び第二條の表中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同令第七條中「市町村が」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）が」と、「当該市町村又は」とあるのは「当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村又は」とする。

Table with 4 columns: Item, Description, Reference, and Note. Contains details about school types and regulations.

Table with 4 columns: Item, Description, Reference, and Note. Contains details about financial regulations and administrative procedures.

第三項の規定により交付された保育士登録証とみなす。
(国家戦略特別区域限定保育士事業に関する試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第七條から前条までの規定の適用については、第七條第二項及び第三項並びに第八條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第九條中「次の」とあるのは「同令第六條中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二條の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。)の長」と、同令第十九條、第二十一條、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十八條第二項及び第四項並びに第二十九條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第十六條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第二十條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と読み替えるものとするほか、次の長」と、同令第二十條の五第十二項の規定により、同令の表第二十條の項中「他の都道府県知事又は特区法第十二條の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下この条において「試験実施指定都市」という。)」とあるのは「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

第三項の規定により交付された保育士登録証とみなす。

第十一條 法第十二條の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第七條から前条までの規定の適用については、第七條第二項及び第三項並びに第八條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第九條中「次の」とあるのは「同令第六條中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二條の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。)の長」と、同令第十九條、第二十一條、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十八條第二項及び第四項並びに第二十九條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第十六條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と読み替えるものとするほか、次の長」と、同令第二十條の五第十二項の規定により、同令の表第二十條の項中「他の都道府県知事又は特区法第十二條の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下この条において「試験実施指定都市」という。)」とあるのは「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

第十二條 法第十二條の五第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八條の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八條の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

第十三條 法第十三條第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該事業の用に供する施設であつて賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるもの(以下この条において単に「施設」という。)の所在地が国家戦略特別区域にあること。
- 二 施設を使用させる期間が三日から十日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例で定める期間以上であること。
- 三 施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 一居室の床面積は、二十五平方メートル以上であること。ただし、施設の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)が、外国人旅客の快適な滞在に支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - ロ 出入口及び窓は、鍵をかけることができらるものであること。
 - ハ 出入口及び窓を除き、居室その他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。
 - ニ 適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。
 - ホ 台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること。
 - ヘ 寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。
- 四 施設の使用開始時に清潔な居室が提供されること。
- 五 施設の使用法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞りに必要な役務が提供されること。
- 六 厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- 七 法第十三條第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民(施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。)に対し、当該施設が

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。

第十四條 法第十四條第一項の政令で定める申請は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條第一項の規定による病院の開設の許可若しくは同条第二項の規定による病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は同条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

第十五條 法第十四條の二の政令で定める基準は、医療法第四十六條の六第一項ただし書の認可(第一号において単に「認可」という。)の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 認可の申請に係る理事が、二年以上医療法人の理事としての経験を有する者であること。
- 二 医療法第四十二條の二第一項に規定する社会医療法人又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第六十六号)第六十七條の二第一項の承認を受けている医療法人であること。
- 三 医療法第四條第一項に規定する地域医療支援病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構(平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。)により良質な医療を提供するための業務の運営が確保されていると認められた病院を開設しているものであること。

第十六條 法第十六條の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

- 一 炊事
- 二 洗濯

三 掃除

四 買物

五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護(前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。)

六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為(法第十六條の四第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。)

第十七條 法第十六條の四第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六條第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

第十八條 法第十六條の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六條の四第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定(二に規定する規定を除く。)であつて法務省令・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十條(第二号に係る部分に限

る。及び第五十二條の規定を除く。により、又は刑法第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八七條の二、第二百九十二條若しくは第二百九七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十號）の罪を犯したことに、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法（大正十一年法律第七十號）

第二百八條、第二百九十三條の二若しくは第二百九十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三號）第二百五十六條、第五百十九條若しくは第六十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十號）第五十一條前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一條前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五號）第二百二條、第二百三條の二若しくは第二百四條第一項（同法第二百二條又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四號）第四十六條前段若しくは第四十八條第一項（同法第四十六條前段の規定に係る部分に限る。）、又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六號）第八十三條若しくは第八十六條（同法第八十三條の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ホ 心身の故障により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

ト 過去五年以内に入出国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をした者

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ル及び第二十一條第四号ホにおいて「暴力団員等」という。）

リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がいからちまで又は又のいづれかに該当するもの

ヌ 法人であつて、その役員のうちにいからちまでのいづれかに該当する者があるもの

ル 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十九條 法第十六條の五第一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 農畜産物の生産に伴う副産物（次号において単に「副産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業
- 二 農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された物の運搬、陳列又は販売の作業

第二十條 法第十六條の五第一項の政令で定める要件は、次の各号のいづれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法第六條第二項の申請を行う日における年齢が十八歳以上であること。
- 二 農作業に關し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 農業支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

第二十一條 法第十六條の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六條の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- 三 前号に掲げるもののほか、事業実績又は人的構成に照らして国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。
- 四 次のいづれにも該当しない者であること。
 - イ 第十八條第四号イからニまで又はへからチまでのいづれかに該当する者
 - ロ 心身の故障により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

ハ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がい、ロ又は二のいづれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちにいからちまでのいづれかに該当する者があるもの

ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十二條 法第十六條の六第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 本邦に上陸しようとする外国人が行おうとする創業活動が、次のいづれにも該当するものであることについて、法務省令で定めるところにより、国家戦略特別区域會議に係る関係地方公共団体であつて、当該創業活動に係る国家戦略特別区域の全部又は一部を管轄するものの確認を受けていること。
- イ 当該創業活動が当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。
- ロ 当該創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実なものであること。
- ハ 当該創業活動に係る事業の規模が次のいづれかに該当すると見込まれるものであること。

- (1) その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
- (3) (1) 又は (2) に掲げる規模に準ずるものであること。

- ニ 当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後六月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあること。
- 二 当該外国人の申請に係る創業活動に係る事業の全部又は一部が当該国家戦略特別区域に於いて行われるものであること。

第二十三條 法第十六條の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。

二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同額以上であること。

三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

第二十四條 法第十七條第一項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九號）第十一條の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車賃貸する事業の用に供するもの
- 五 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に關連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

- ロ 露店、商品置場その他これらに類する工作物
- ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第二十五條 法第十七條第一項第二号の政令で定める基準は、前條第一号、第二号及び第五号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたとき自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道（道路法（昭和二十七年法

附則（平成二十九年三月二十九日政令第六三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三十一日政令第一二八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年六月一日政令第一五六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十五日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二二日政令第二四六号）抄

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附則（平成二十九年一月二七日政令第二九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条第六号の改正規定に限る。）及び附則第十二条の規定（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第六条第六号の改正規定に限る。）は公布の日から、次条の規定は法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

附則（令和元年五月三十一日政令第一七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第五条国家戦略特別区域法施行令第二十七条の表の改正規定、第七條中総務省組織令附則第三条第三項の表の改正規定、同令附則第八条の改正規定、同令附則第十五条第三項及び第二十二條の改正規定並びに同令附則第二十三條第二項の改正規定、第八条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一月二四日政令第九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。

附則（令和二年八月二八日政令第二五二号）抄

この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和二年十一月二〇日政令第三二九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二〇日政令第二八九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月二九日政令第三〇二号）抄

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年六月一六日政令第二一八号）抄

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附則（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年七月五日日政令第二三五号）抄

（罰則に関する経過措置）
第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年七月五日日政令第二三六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

附則（令和五年八月一四日政令第二六二号）抄

この政令は、令和五年九月一日から施行する。

附則（令和五年十一月二五日日政令第三三〇号）抄

この政令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

附則（令和五年十二月二七日日政令第三七九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

附則（令和六年一月三二日日政令第二二七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

別表（第三十条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学術園	沖縄科学技術大学院大学学術園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易振興機構	貿易振興機構法（昭和二十五年法律第六十七号）

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一〇号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険法	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
合貯金保険機構	合貯金保険機構法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学術園	放送大学学術園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）